

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	p. 1
2	学部・学科の特色	p. 2
3	学部・学科の名称及び学位の名称	p. 4
4	教育課程の編成の考え方及び特色	p. 4
5	教員組織の編成の考え方及び特色	p. 7
6	教育方法，履修指導方法及び卒業要件	p. 7
7	施設，設備等の整備計画	p. 10
8	入学者選抜の概要	p. 11
9	取得可能な資格	p. 14
10	企業実習（インターンシップを含む。）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	p. 15
11	管理運営	p. 18
12	自己点検・評価	p. 19
13	情報の公表	p. 20
14	教育内容等の改善を図るための組織的な取組	p. 21
15	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 22

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 経緯

横浜市立大学は、明治 15 年（1882 年）に開学した横浜商法学校を起源とし、昭和 24 年（1949 年）に新制大学として発足した。昭和 27 年（1952 年）に国際教養学部（以下、「本学部」という。）の起源となる文理学部が設置され、人文・社会科学及び基礎的自然科学の一般教育科目を整備し、文化的教養と理科的教養の相互理解による知的教養の構築を目指した。

平成元年（1989 年）に大学院総合理学研究科（修士課程）、平成 5 年（1993 年）に大学院国際文化研究科（修士課程）が設置され、大学院レベルでの文系と理系の分離が行われ、平成 7 年（1995 年）に文理学部が改組されて国際文化学部と理学部が設置された。国際文化学部では国際関係学科、日本アジア文化学科、欧米文化学科及び人間科学科の 4 学科を設置し、複数の地域文化が共有する「国際文化」の教育研究とともに、各地域の文化に関する教育研究と文化の基礎をなす人間の教育研究を総合的・学際的に行うことを目標とし、数多くの優秀な人材を輩出してきた。

その後、平成 17 年（2005 年）には創造力、積極的な問題発見・解決能力を持った人材の育成を行うため、既存の国際文化学部、商学部及び理学部を発展的に統合して国際総合科学部を設置し、幅広く総合的な教養と知識を修得させたいえで専門性を高める教育を行った。国際総合科学部は 1 学科 7 コースに区分され、旧国際文化学部は国際文化創造コース、人間科学コースに継承されたほか、新たに文理融合領域としてヨコハマ起業戦略コースが設置され、「まちづくり」に関する科目群が含まれることになった。この体制は平成 24 年（2012 年）に 4 学系 12 コースに再編され、国際教養学系の下に人間科学コース、社会関係論コース及び国際文化コースの 3 コースが、国際都市学系の下にまちづくりコース、地域政策コース及びグローバル協力コースの 3 コースが置かれ、それぞれの専門性を高めながら文理融合型の教育を行ってきた。

### (2) 設置の必要性

国際総合科学部の設置から 13 年を経過したが、この間にも世界規模でのグローバル化、情報化、科学技術の高度化が急速に進んでいる。国際社会においては、地球温暖化や格差の是正といった世界規模の課題が数多く存在し、国際的な視野に立った課題解決能力を持つ人材が求められている。日本においては、訪日外国人が急増し、長期滞在の外国人も着実に増加するなど、急激にグローバル化が進んでいることから、多文化共生社会の実現が大きな課題となっている。また、都市・地域社会レベルでも、日本のみならず世界各地で少子高齢化や産業構造の変化が進んでおり、横浜をはじめとする世界中のさまざまな都市において地域社会の再生や活性化が課題となっている。

急速に進んだグローバル化と産業・社会構造の転換の中で、日本は自らの魅力を世界中に発信するとともに、世界中から多くの人々を受け入れていく必要がある。そのためには、コミュニケーション能力はもちろんのこと、異文化を理解するとともに自文化を発信することのできる能力を持ち、豊かな教養と確かな思考力に基づいてさまざまな課題を発見し、それを解決するため、主体的に行動できる人材の育成が極めて重視される。

これまで、国際総合科学部においてはプラクティカルイングリッシュなど学生のコミュニケーション能力を高める教育を行い、教養教育と専門教育の実践的融合をはか

り、かつ専門分野横断的な学修を可能とすることで、人類普遍の人間形成と現代人間社会に求められる人材育成に应运してきた。今後の国際社会の変化に対応し、国際的視野と都市・地域的視野を持ち合わせた人材を育成するためには、この国際総合科学部で培った教養教育と専門教育の融合をベースとし、学生がそれぞれ志向した専門性をさらに高めることができる教育内容・カリキュラムの充実が必要である。

このため、国際的視野と都市・地域的視野を持ち合わせ、多文化共生社会の実現や世界規模の課題から都市・地域問題までのさまざまなレベルにおける課題の解決に寄与する人材を育成するための国際教養学部の設置が必要である。

## 2 学部・学科の特色

本学部は、豊かな教養と高い思考力及び高い外国語の運用能力と課題解決に向けた実践力を併せ持ち、多文化共生社会の実現や世界規模の課題及び今日の様々な都市における諸問題の解決に寄与する人材を育成する。

このため、本学部では、教養教育と専門教育の融合をベースとし、社会・文化・人間に関わる多様な学問群の中から、自らの関心に沿って「主体的な学び」を進め、それぞれの分野における「専門的な知見」を修得するとともに、幅広いアプローチを学ぶことで「多角的視点」に立ち、現象の本質や根本をとらえる豊かな教養と高い思考力を養う。加えて、このような教養と思考力に裏打ちされた、現代の都市・地域社会が直面する現実的な課題を解決するための実践力を養う。

以上の方針より、本学部のディプロマポリシーは以下のように設定する。

### (1) ディプロマポリシー

#### <知識・理解>

社会・文化・人間を理解するうえで必要な専門的知見を修得するとともに、現代の社会や都市が直面する課題を解決するためのアプローチを身につけている。

なお、上記に加え、学系ごとに次の能力を身につけている。

#### ・教養学系

哲学・身体科学・心理学・文学・言語学・歴史学・社会学・法学・国際関係学・地域研究などの人文・社会科学を中心に、社会・文化・人間の活動の本質を理解するために必要な学問領域の基本的知識と豊かな教養を獲得している。

#### ・都市学系

地域科学・都市計画学・空間学などに関する幅広い知識に基づき、世界規模の課題から都市・地域問題までのさまざまなレベルの課題にアプローチすることができる。

#### <技能>

英語をはじめとする外国語の運用能力、文化的背景に基づいた多様性への理解、理論を実践に応用する能力、そして共感を獲得し、課題を解決するためのコミュニケーション能力を身につけている。

なお、上記に加え、学系ごとに次の能力を身につけている。

- ・教養学系

多様な言語・宗教・民族・価値観の人々が共存する地域社会や、グローバル化する国際社会の複雑な課題を発見し、解決するために有効な技能を修得している。

- ・都市学系

確かな思考力に基づいた、理論を実践に応用する力、他分野の知識を融合する能力、高次のリテラシー、実践性の高い外国語運用能力、クリティカル・シンキング及び諸主体の連携をとりもつコーディネート機能を身につけている。

#### <態度・志向性>

- ・豊かな人間性、高い倫理観、自文化と異文化への深い理解、多様な価値観や文化規範を尊重・活用するダイバーシティマネジメントの観点に立って物事に取り組むことができる。
- ・異なる価値観を持つ人々が協働し共生する社会を創り出そうとする志向性、都市・地域課題に積極果敢に取り組む態度、希望ある未来を切り開くフロンティア精神・起業マインドを獲得している。
- ・生涯にわたって主体的・自発的に学び続け、課題に挑戦し続ける態度を身につけている。

また、上記のディプロマポリシーに基づき、カリキュラムポリシーを以下のように定める。

#### (2) カリキュラムポリシー

本学の多様な全学開放科目や、**Practical English Center** を活用し、幅広い知識、深い教養と国際性についての教育を行う。特に、演習や実習を通して、各分野の学問的専門性を養うとともに、他分野の知識を融合する力や、実践的課題の解決に応用するスキルを学修する。

なお、上記に加え、学系ごとに次のポリシーを定める。

- ・教養学系

社会・文化・人間の普遍的側面に関する学びを目的として、哲学・身体科学・心理学・文学・言語学・歴史学・社会学・法学・国際関係学・地域研究などの人文・社会科学を中心とする多様な領域の講義科目を置く。

また、自文化と異文化に関する確かな理解や、多様な文化規範を尊重・活用する態度を養うため、充実した複数言語プログラム、日本文化、外国文化及び国際社会の研究に関する専門教育の科目を置く。

- ・都市学系

現代の都市・地域に関わる応用的分野の知識・理解を獲得するため、地域科学・都市計画学・空間学に関する講義科目を置く。

#### (3) アドミッションポリシー

- ・国語、社会、外国語の高い基礎学力を有する人
- ・物事を批判的に考察する洞察力を持つ人

- ・自分の考えを的確に表現できる人
- ・広く社会・文化・人間に関心を有する人  
なお、本学では、学部によらず、以下のような人を求める。
- ・既存の枠組みや慣行にとどまらず、自由で創造的な姿勢で真理を探求する人
- ・課題意識を持って、自らの人生を生き抜く強い意志力を備えた人
- ・地域社会のみならず、広く人類社会に貢献する意欲を持つ人

### 3 学部・学科の名称及び学位の名称

#### (1) 学部・学科名称とその理由

本学部は豊かな教養と高い思考力及び高い外国語の運用能力と課題解決に向けた実践力を併せ持ち、多文化共生社会の実現や世界規模の課題及び今日のさまざまな都市における諸問題の解決に寄与する人材の育成を目的とすることから、学部名称を「国際教養学部」とし、併せて上記の目的に沿った教育を受け、必要な素養を備えた人材であることを表すため、授与する学位名称を「学士（学術）」とする。

また、本学部は国際的視野に基づいた豊かな教養・高い思考力・高い外国語運用能力・課題解決に向けた実践力を併せ持つ人材を養成する教育を行う単一の学科を有する。このことから学科名称を「国際教養学科」とする。

#### (2) 学部・学科名称及び学位の表記

国際教養学部	School of International Liberal Arts
国際教養学科	Department of International Liberal Arts
学士（学術）	Bachelor of Liberal Arts

### 4 教育課程の編成の考え方及び特色

本学部では教育課程を大きく次の2つの科目群をもって構成する。

- (1) 全学開放科目
- (2) 専門科目

これらの科目群を有機的に組み合わせて履修することによりディプロマポリシーに掲げた社会・文化・人間を理解するうえで必要な専門的知見と、課題解決のための高いコミュニケーション能力を身につけた人材の育成をめざす。

#### (1) 全学開放科目

「全学開放科目」は以下の2つの科目群からなる。

- (ア) 共通教養科目
- (イ) 他学部が開放する専門科目

(ア) 「共通教養科目」は、すべて学部・学科の垣根を越え本学の全学部生が履修する共通の科目群であるところの「共通教養科目」からなる。「共通教養科目」は、本学が平成17年度以来重視してきた、実践的な教養教育の中核プログラムである共通教養の科目群である。

全学開放科目は、必修科目と、選択必修科目に分かれている。必修科目には、まず、グローバル社会の作業言語としての「Practical English」の修得、情報社会で活躍するうえで欠かせない情報技術の修得を目指す「情報コミュニケーション入門」、自己の課題を認識させ、課題解決の技法の修得を目指した「教養ゼミ」及び「基礎ゼミ」を配置する。これらの科目は、単に専門教育の前段階の予備知識を与えるものではなく、社会及び自己を見つめ直し、グローバル社会における自己の確立を醸成する科目と位置付けている。

これらに加えて、必修科目として、文学・言語学・歴史学などの基礎を学ぶ「国際文化論」、哲学・身体科学・心理学などの基礎を学ぶ「人間科学論」、社会学・国際関係学・地域研究などの領域の基礎を理解する「国際社会論」、地域科学・都市計画学・空間学などの領域の基礎について学修する「都市政策・まちづくり論」を置く。学生はこれらの4科目をすべて履修することで、国際教養学部の教育の全体像を把握できるようにする。また全体を理解した上で、2年次から3年次にかけて自分の専門とする研究領域を選択できるようにする。

選択必修科目には、国際文化領域、人間科学領域、国際社会領域及び都市政策・まちづくり領域の各専門分野の入門科目（たとえば歴史学入門、哲学入門、社会学入門、社会調査法入門など）を数多く配置し、専門科目を履修する段階での専門的な学修に備える。さらに、英語の運用能力をさらに向上することを目指す学生のために、Practical Englishの上級クラスとしてAdvanced Practical Englishを置く。

加えて、教養学系では、初習外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語）の基礎科目を選択必修科目として配置し、充実した複数言語プログラムを実現する。

(イ) 本学部「専門科目」及び他学部「専門科目」はそれぞれで専門性を高める科目群として開講している。本学部における各応用分野と関連していることから、必要に応じて全学開放科目を配置する。

## (2) 専門科目

本学部が独自に開講する科目である。本学部の専門科目は、以下の(ア)～(エ)に分かれる。

- (ア) 演習科目
- (イ) 講義科目
- (ウ) 実習科目
- (エ) 専門外国語科目、アジア諸言語科目

(ア) 演習科目：本学部の専任教員が各自の専門領域の演習（演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び卒論演習Ⅰ・Ⅱ）を担当する。本学部の学生は、全員が2年次後期以降は基本的に単一の演習に所属し、4年次の卒業論文の執筆に至るまで当該専門領域における一貫した指導を受ける。また、2年次前期には、所属するゼミを本格的に選択する前段階として関心のあるゼミを履修することができるよう、1単位のプレゼミを配置する。これらの科目は必修科目とする。

(イ) 講義科目：社会・文化・人間の普遍的側面に関する各領域、及び現代の都市・地域にかかわる応用的分野の専門的な内容を学修するための講義科目を数多く

配置する。これらの講義科目のうち、とくに中心的となる科目は、文学・言語学・歴史学を中心とする「国際文化」、哲学・身体科学・心理学を中心とする「人間科学」、社会学・国際関係学・地域研究の領域からなる「国際社会」、地域科学・都市計画学・空間学の領域をカバーする「都市政策・まちづくり論」の4つのクラスターに分類・整理して配置されている。

学生は、必ずいずれか1つのクラスターを選択し、そこに分類された科目を20単位以上（「都市政策・まちづくり論」は38単位以上）履修することを卒業要件とすることで、学生が互いに関連の強い専門科目を集中的に履修することができるようにしてある。同時に、異なる専門分野間のつながりを意識させることにより、学生が他分野の知識を融合する力、及びその力を実践的な課題の解決に応用するスキルを修得できるように促す。教養学系の学生は、国際文化、人間科学、国際社会のいずれかのクラスターのうち1つ、都市学系の学生は都市政策・まちづくりクラスターを選択する。

このほか、教養学系では、選択必修科目として、国内外においてフィールド研究の方法を学ぶための地域調査実習、海外調査実習、海外文化実習などの実習科目（上記のウ）、及び専門外国語A・Bとアジア諸言語Ⅰ・Ⅱ（上記のエ）を配置する。

また、都市学系では選択必修科目として、実社会の課題解決・提案作成の方法を学ぶための都市課題実習Ⅰ・Ⅱ、及びそこで得た方法を国内外で実践するための科目として地域課題実習、海外都市課題実習、インターンシップ実習などの実習科目（上記のウ）を配置する。

以上を具現化したカリキュラムポリシーは以下のとおりである。

#### カリキュラムポリシー（再掲）

本学の多様な全学開放科目や、Practical English Center を活用し、幅広い知識、深い教養と国際性についての教育を行う。特に、演習や実習を通して、各分野の学問的専門性を養うとともに、他分野の知識を融合する力や、実践的課題の解決に応用するスキルを学修する。

なお、上記に加え、学系ごとに次のポリシーを定める。

##### ・教養学系

社会・文化・人間の普遍的側面に関する学びを目的として、哲学・身体科学・心理学・文学・言語学・歴史学・社会学・法学・国際関係学・地域研究などの人文・社会科学を中心とする多様な領域の講義科目を置く。

また、自文化と異文化に関する確かな理解や、多様な文化規範を尊重・活用する態度を養うため、充実した複数言語プログラム、日本文化、外国文化及び国際社会の研究に関する専門教育の科目を置く。

##### ・都市学系

現代の都市・地域に関わる応用的分野の知識・理解を獲得するため、地域科学・都市計画学・空間学に関する講義科目を置く。

## 5 教員組織の編成の考え方及び特色

本学部の教育の質を保証し、研究の発展を担保するために、43名の専任教員からなる教員組織を編成する。具体的には、哲学・身体科学・心理学・文学・言語学・歴史学・社会学・法学・国際関係学・地域研究などの人文・社会科学と、地域科学・都市計画学・空間学などの都市・地域に関する学問を専門とする専任教員を配置し、幅広い方法論による教育を実施する。

本学部の専門分野の教育に携わる教員はこれまでに本学の国際総合科学部国際総合科学科国際教養学系及び国際都市学系において研究業績を収めてきた者からなり、各分野において博士（専任においては、文学、言語学、社会学、地理学、歴史学、法学、工学等）の学位を有する者又はそれと同等の業績を有する者が配置される。これらの教員は、それぞれが専門とする分野の諸研究を個人または複数の者により継続的に行い、その成果を教育に反映させる。したがって、各分野で先端的な課題をテーマとしている教員から学際的に、直接指導を受けることができる。

教員組織の年齢構成について、本学では教員の定年は65歳である。すべての教員は本学部の完成年度である平成34年度末まで定年には及ばず、教育研究水準の維持向上、教育研究の活性化及び教員組織の継続性に支障はない。

なお、本学の定年に関する資料として、「公立大学法人横浜市立大学職員就業規則」（添付資料1）及び「公立大学法人横浜市立大学職員の定年等に関する規程」（添付資料2）を添付する。

関連する規定は「公立大学法人横浜市立大学職員就業規則」第25条第2項及び「公立大学法人横浜市立大学職員の定年等に関する規程」第4条各項である。

## 6 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### （1）教育方法

本学部は入学定員を270名とし、これらの学生を専任教員43名で教育する。本学の特長である少人数教育を体現している学部である。2年次後期以降の専門演習科目では、上限を10名程度とする演習にすべての学生が所属する。担当の専任教員1名によるきめ細かな指導を2年半の間継続して受ける。学生一人一人が教員と接し、課題等を明確にすることで自主・自発的な学修につなげることができる機会を多く持つことができるよう配慮している。

本学部においては、上述のとおり、社会・文化・人間を理解するうえで必要な専門的知見を修得するとともに、現代の社会や都市が直面する課題を解決するためのアプローチを身につけることを教育方法の基本的な方針とする。これらを踏まえ、配当年次を以下の考え方で設定している。

#### ・1年次

全学開放科目を中心に学ぶ。既述した「教養ゼミ」や「Practical English」、「情報コミュニケーション入門」を配置する。また前述の「国際文化論」「人間科学論」「国際社会論」「都市政策・まちづくり論」は、2年次以降に学生が各自専門を選択するため、この段階で本学部の教育の全体像について必要な理解を得ることができるよう、これらの科目を履修できるようにしてある。さらに、国際文化領域、人間科学領域、国際社会領域、都市政策・まちづくり領域の各専門分野の入門科目（たとえば



歴史学入門、哲学入門、社会学入門、社会調査法入門など）を数多く配置しており、これらの科目を履修することで、2年次以降の専門的な学修に備える。

また、教養学系では、初習外国語（ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語）の基礎科目を選択必修科目として配置する。

#### ・2年次

2年次では、後期に学生各自がゼミを選択し、配属される。そのため、前期では、本格的に所属するゼミを選択する前段階として関心のあるゼミを短期間で履修することができるよう、1単位のプレゼミを配置する。プレゼミを履修させることにより、各学生が自分の希望をより明確に把握できるように準備させる。後期で配属が決まったあとは、各学生の専門性が絞られ、各自の分野の知識等を深めていく。

同時に、2年次では、学生は前述の4つのクラスター（「国際文化」「人間科学」「国際社会」「都市政策・まちづくり」）から1つを選択する。必ずどれか1つのクラスターを選び、そこに分類された科目を20単位以上（「都市政策・まちづくり論」は38単位以上）履修することを卒業要件とすることで、学生が互いに関連の強い専門科目を集中的に履修することができるように設計されている。同時に、学生は所属しているゼミの専門領域と、隣接する他の専門領域とのつながりを理解し、他分野の知識を融合する力、及びその力を実践的な課題の解決に応用するスキルを修得できるように促す。

また、教養学系では、専門外国語とアジア諸言語Ⅰ・Ⅱをやはり2年次以降で履修できるようにし、1年次に学んだ初習外国語の基礎科目の学修を継続できるようにする。さらに、国内外においてフィールド研究の方法を学ぶための地域調査実習・海外調査実習・海外文化実習などの実習科目もこの時期から履修できるようにすることで、4年次における卒業論文の執筆に必要な実習上のスキルを獲得できるようにする。

都市学系では実社会の課題解決・提案作成の方法を学ぶための都市課題実習Ⅰを必修科目として置く。また早期に実社会と接しキャリアパス設計に役立てることも意図してインターンシップ実習を2年次以降履修できるようにする。

#### ・3年次

3年次では、学生は基本的に2年次で選択した演習およびクラスターによって決定される各自の専門性にしたがって、専門科目の履修を継続する。演習では、文献の講読、学術論文執筆の方法論、個人発表やグループワークの方法の修得を深める。また、専門領域における知識を積み重ねることに加え、語学や調査のスキルを身につける。

都市学系では実社会の課題解決・提案作成の発展的な方法を学ぶための都市課題実習Ⅱを必修科目として履修し、地域課題実習・海外都市課題実習・インターンシップ実習を選択必修科目として履修できるようにすることで実践的応用の中でスキルの定着を図る。

#### ・4年次

3年次までに修得した専門領域における知識、文献講読の力、語学や調査のスキルを定着させ、応用力を修得させるため、各自の専門領域における卒業研究に取り組む。

### （2）履修指導

新入生に対する履修指導は、本学の他学部あるいは共通教養同様、入学時のオリエンテーションから始まる。その際、学修の基本的モデルを示し、そこから履修指導を

開始する。学生は1年次では前期で「教養ゼミ」、後期で「基礎ゼミ」を必修として履修する。これらの科目の担当教員が、担任として各学生の学修相談や履修相談ができる体制をとる。

また、学士の学位保証として半期24単位のCAP制の設定、及びGPAを導入するとともに、学位保証の最終的場面である卒業時には、学生全員に卒業研究を課す。

### (3) 卒業要件

卒業要件は、本学部で定めた必修科目、または所定の単位数の選択科目を履修した上で、全学開放科目及び学部専門科目から合計124単位以上を修得する。

人文・社会科学、地域科学、都市計画学等の分野の専門性を担保しつつ、本学が推し進める教養教育について、カリキュラムポリシーに「①本学の多様な全学開放科目や、Practical English Center を活用し、幅広い知識、深い教養と国際性を身につける」と示しているように、教養教育にかかる単位数について、全学開放科目を最大で50単位修得できるカリキュラム設計としている。これにより、専門に偏った教育を施すのではなく、全学のポリシーを反映させたカリキュラム体系としている。

区分毎の必要単位数は以下の通りである。

## ■ 教養学系

### (1) 全学開放科目

必修科目 : 18 単位

選択必修科目 : 20 単位

### (2) 専門科目

必修科目 : 13 単位

選択必修 : 23 単位

選択科目 : 38 単位以上

### (3) 全学開放科目または専門科目

選択科目 : 12 単位以上

## ■ 都市学系

### (1) 全学開放科目

必修科目 : 18 単位

選択必修科目 : 20 単位

### (2) 専門科目

必修科目 : 25 単位

選択必修 : 40 単位

選択科目 : 9 単位以上

### (3) 全学開放科目または専門科目

選択科目 : 12 単位以上

なお、履修モデル（添付資料3）を添付する。

輩出する人材として、専攻するクラスターごとに、「国際文化」、「人間科学」、「国際社会」、「都市政策・まちづくり論」の計4モデルを用意している。

## 7 施設、設備等の整備計画

### (ア) 校地、運動場の整備計画

本学部の拠点となる金沢八景キャンパス（以下、「本キャンパス」という。）においては、本学部に加え、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部全学年及び医学部（医学科、看護学科）1年生、大学院都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科及び生命ナノシステム科学研究科が同じく拠点としているキャンパスである。

なお、本学部の基礎となる学部である国際総合科学部（入学定員 650 名）を3学部 に再編し、本学部（同 270 名）、国際商学部（同 260 名）及び理学部（同 120 名）を 設置するものであり、入学の総定員は再編前後で変更はない。

学部教育においては、本学部の基礎となる学部である国際総合科学部の長所として、教養教育、領域横断を特長としており、国際総合科学部を再編した本学部、国際商学部及び理学部のいずれの学部もその流れを汲んでいる。その特長につき、データサイエンス学部、医学部を含め他分野の学生がともに学ぶことができる本キャンパスの環境は非常に優れた環境である。教員の研究室や学生の演習実習室についても、原則は人文・社会科学、自然科学に分かれて棟が立っているものの、必要に応じ、学内の各棟に領域横断的に置かれている。

また、本キャンパスにおいては、平成 28 年 2 月から、新棟である「YCU スクエア」が供用開始となり、1階では学生のワンストップサービスを目的とし、教務・グローバル・キャリア・生活支援（奨学金等）の事務部署が1つの窓口となって設置されたほか、2階以上には「スチューデントオフィス」という名称で、学生が自由にディスカッション等を行うことができる部屋も設置し、学生がより主体的に学ぶ環境を整えている。同時に、キャンパス内には学生が目的に応じて自由に使用・休息できるスペースを整備しており、飲食スペースや自習スペースを含め、主に下記に示すよう、キャンパス内各所に学生スペースとして開放している。この情報については、毎年学生に配付される「YCU Campus Guide Book」によって学生に周知しているほか、学内各所にキャンパス地図とともに掲示し、学生がより利用しやすいよう、配慮している。

- ・自習室（本校舎1階）
- ・グループ学習スペース（スチューデントオフィス、学術情報センター2階グループ学習室及びセミナー室）
- ・オープンスペース（5号館2階・3階学生交流ラウンジ、文科系研究棟1階オープンラウンジ、総合体育館1階ラウンジ、総合研究教育棟1階ラウンジ）
- ・その他、生協食堂、建物外のベンチ

運動場については、46200.9 m<sup>2</sup>の広さを有して設置されている。体育の授業（共通教養科目：「健康スポーツ実習」サッカー、ソフトボール等）で使用しているほか、各部活動、課外活動で使用されている。また、課外活動等が優先されるが、学生に対する貸出も行っており、学生団体である運動部連合会と調整のうえ、申請の上、学生

が利用することもできる。

#### (イ) 校舎等施設の整備計画

上述のとおり、本学部、そして大学の方針として融合・領域横断という特長を活かしていく趣旨からも、必ずしも各領域・学部ごとに教員研究室を整備するということはしていない。また、国際総合科学部再編に伴う本学部を含む学部新設に関し、教員数の大幅な増減はない前提で行っているため、教員の研究室について、既存教員の研究室は現状の研究室をそのまま利用する。平成 31 年度以降新規に採用する教員についても、原則、既存の研究室を活用して整備をする。

また、本学部は既述のとおり、1 学年 270 名である。国際総合科学部国際総合科学科において本学部の基礎にあたる国際教養学系及び国際都市学系の配属定員はおおよそ 1 学年 260 名であり、10 名の微増となるが、施設面で、本学部設置に伴って新たに整備が必要となる諸室はない。研究室、教室及び学生の演習実習室等については既存のものを利用する。

#### (ウ) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学部においては、広く人文・社会科学における図書等の利用が考えられる。

特に、本学部は既存の国際総合科学部での研究・教育をもとに設置を行うため、現在国際総合科学部、データサイエンス学部及び医学部で利用している約 840,000 冊の図書、約 20,000 種類の雑誌の他、20,000 タイトル以上の電子ジャーナル等を活用することで対応が可能である。

本キャンパスにおいては、閲覧席が 456 席、グループ学習スペースが 3 室あり、館内設置の PC 端末は、学生が自由に利用することができる。本学部設置後においても、既所蔵資料の状況を踏まえたうえで必要な資料を適切に整備していく。

その他、横浜市内の大学とは、学生が相互に利用訪問・資料閲覧をすることができるよう協定を結んでおり、また、神奈川県内公立図書館等との資料の貸借を可能とするネットワークにも加盟し、学生がより広い学術情報にアプローチするためのチャンネルを拡大するための取り組みを行っている。

なお、本キャンパスにおいては、総在籍者数が学部研究科合わせておおよそ 3,600 名であるところ、本学部 1 学年 270 名、収容定員 1,080 名であり、多数の割合を占めるものである。国際総合科学部再編及び本学部の設置に伴い、入学総定員の変更はないため、図書館（学術情報センター）における閲覧の利便性等に大きな影響はなく、適切である。

## 8 入学者選抜の概要

### (1) アドミッションポリシー（再掲）

- ・ 国語、社会、外国語の高い基礎学力を有する人
- ・ 物事を批判的に考察する洞察力を持つ人
- ・ 自分の考えを的確に表現できる人
- ・ 広く社会・文化・人間に関心を有する人

なお、本学では、学部によらず、以下のような人を求める。

- ・既存の枠組みや慣行にとどまらず、自由で創造的な姿勢で真理を探究する人
- ・課題意識を持って、自らの人生を生き抜く強い意志力を備えた人
- ・地域社会のみならず、広く人類社会に貢献する意欲を持つ人

## (2) 選抜体制

一般選抜と特別選抜に分かれる。特別選抜は、公募推薦、指定校推薦、A0 その他(海外帰国生、国際バカロレア、外国人留学生、社会人)に分かれる。

選抜方法	一般選抜 [前期日程]	公募推薦 入試	指定校推薦 入試	A0入試	その他
募集人員	160名	30名	55名	25名	若干名

## (3) 選抜方法

### ①一般選抜[前期日程]

総合的な基礎学力を評価する大学入試センター試験(第1次試験)と、外国語能力や専攻分野についての問題意識、理解力、論理的思考能力などを評価する個別学力検査(第2次試験)により選抜する。第2次試験は、英語と小論文により行う。小論文では現代世界の社会・文化・人間に関する様々な現象や課題に対する分析力と理解力を持っているかを評価する。

なお、募集にあたっては、方式を分けて選抜を実施する。

[A方式:105名、B方式:55名]

#### a) 大学入試センター試験

方式	教科	科目	教科科目数
A方式	国語	『国語』(古文・漢文含む)(必須)	1
	地歴公民	「世界史A」「世界史B」「日本史A」「日本史B」 「地理A」「地理B」「現代社会」「倫理」 「政治・経済」『倫理, 政治・経済』から2科目	2
	数学	『数学I・数学A』(必須)	1
		『数学II・数学B』『簿記・会計』『情報関係基礎』 から1科目	1
	理科	「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」「地学基礎」 「物理」「化学」「生物」「地学」 「基礎を付した科目」から2科目選択または 「基礎を付していない科目」から1科目選択	1 (2)
外国語	『英語』(リスニングを含む)(必須)	1	
B方式	国語	『国語』(古文・漢文含む)	2
	地歴公民	「世界史B」「日本史B」「地理B」 『倫理, 政治・経済』から1科目	
	数学	『数学I・数学A』『数学II・数学B』 『簿記・会計』『情報関係基礎』から1科目	3教科 3科目
	外国語	『英語』(リスニングを含む)(必須)	

b) 個別学力検査（第2次試験）

方式	教科等	科目・内容等
A方式	外国語	『コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅲ・英語表現Ⅰ・英語表現Ⅱ』
B方式	小論文	人文科学・社会科学分野に関する課題を提示し、問題意識、理解力、表現力、論理的思考力などを総合的に評価する。

②公募推薦入試

本学を第1志望とし、出身学校長の推薦を受け、大学入試センター試験において本学の指定する教科・科目のすべてを受験した者を対象に実施する。卒業見込に加え前年3月卒業も認め、書類選考とセンター試験の成績によって評価する。

a) 書類審査

b) 大学入試センター試験

- ・一般選抜[前期日程]A方式と同じとする

③指定校推薦入試

本学への入学実績に基づき本学部が指定する高等学校に在籍している者で、本学を第1志望とし、出身学校長の推薦を受けた者を対象とする。在籍中の英語を含めた幅広い基礎学力が備わっているかを評価する書類選考と面接により評価する。

[英語資格]

TOEIC500以上、TOEFL-PBT460 (iBT48) 以上、GTEC for STUDENTS600以上、英検2級以上、IELTS4.5 (アカデミック・モジュール各パート4.0) 以上

a) 書類審査

b) 面接

④AO入試

高校生から社会人まで、大学入学資格を持つ者を広く対象として独自の個性や資質などを備えた者を選抜する。関心ある分野における積極的な活動やそれに対する自己評価、入学後の目標を記した書類及び高等学校の調査書（またはそれに代わる書類）、英語外部試験の成績の提出が必要となる。1次の書類選考合格者には2次選考として書類内容に即したプレゼンテーションを課し、総合判定する。

[英語資格]

TOEIC500以上、TOEFL-PBT460 (iBT48) 以上、GTEC for STUDENTS600以上、英検2級以上、IELTS4.5 (アカデミック・モジュール各パート4.0) 以上

a) 第1次選考《書類審査（調査書・英語資格、書類）》

- ・プレゼンテーション概要1「これまでの活動や取組で自己評価できるもの」
- ・プレゼンテーション概要2「志望理由・入学後の目標」

b) 第2次選考《面接審査》

- ・プレゼンテーション
- ・質疑

## ⑤その他入試（海外帰国生・国際バカロレア・外国人留学生・社会人）

### ○海外帰国生入試

外国の高等学校で学んだ邦人等を対象に実施する。英語外部試験において一定以上の成績を修めていることが必要となる。日本とは異なる教育制度の元で修得した学科目の修得状況や外国滞在経験により培われた国際的感覚などを評価するため、筆記試験及び面接を行う。

### ○国際バカロレア入試

国際バカロレア（IB）資格を取得または取得見込の邦人等を対象に実施する。IB資格の取得地は日本国内・国外を問わないが、英語外部試験において一定以上の成績を修めていることが必要となる。日本語能力等を評価するため、筆記試験及び面接を行う。

### ○外国人留学生入試

日本国以外の学校教育制度による12年の課程を修了または修了見込の者で、その国において大学入学資格を有する外国人を対象とする。日本留学試験及び英語外部試験において一定以上の成績を修めていることが必要となる。また日本語能力及び思考力や基礎学力について、筆記試験及び面接により評価する。

\*日本留学試験：日本語・数学（コース1）・総合科目

### ○社会人入試

大学入学資格を持ち、満25歳以上の者を対象として実施する。英語外部試験において一定以上の成績を修めていることが必要となる。選抜においては、筆記試験及び面接を課し評価する。

### [英語資格]

TOEIC600以上、TOEFL-PBT500（iBT61）以上、GTEC for STUDENTS700以上、英検準1級以上、IELTS5.0（アカデミック・モジュール各パート4.5）以上

※社会人入試はGTECを除く

※以下の基準以上の場合は加点する

<加点基準>

TOEFL-iBT71以上、またはIELTS（アカデミックスコア）6.0以上

#### a) 小論文

人文科学・社会科学分野に関する課題を提示し、問題意識、理解力、表現力などを総合的に評価する。

#### b) 面接

志望動機、関心のある分野、将来の進路などに関する質問を通じ、学習意欲、理解力、表現力などを総合的に評価する。

## 9 取得可能な資格

国際教養学部国際教養学科の教育課程を履修することにより、以下の国家資格を取得することができるよう、文部科学省に申請中である。

(1) 中学校教諭一種免許状（英語）

(2) 高等学校教諭一種免許状（英語）

資格取得のためには、卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び教職に関する科目）の履修が必要である。

10 企業実習（インターンシップを含む。）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

本学部では「海外調査実習」、「海外文化実習」、「地域調査実習」、「海外都市課題実習」、「地域課題実習」及び「インターンシップ実習」という6つの学外実習科目を設置する。実習先の確保の状況、連携体制、成績評価体制及び単位認定方法は次のとおりである。

(ア) 実習先の確保の状況

① 「海外調査実習」

- ・毎年、40名程度の学生を三つのグループ（地域研究・国際機関・国際協力）に分けて派遣する。基礎となる国際総合科学部において、これまで下記機関との連携実績があり、引き続き連携を予定している。国際機関や JICA 事務所など、地球規模または地域の課題解決に最前線で取り組んでいる機関へ訪問すると同時に、現地の大学を訪問し、意見交換や交流を行う。
- ・実習先：国際連合本部（米国・ニューヨーク）  
国際連合欧州本部（スイス・ジュネーヴ）  
国際司法裁判所（オランダ・ハーグ）  
中国科学院地理研究所（中国・北京）  
ヨハネスブルグ大学（南アフリカ・ヨハネスブルグ）  
JICA ベトナム事務所（ベトナム・ハノイ）

② 「海外文化実習」

- ・実習先：アングリア・ラスキン大学（英国・ケンブリッジ）
- ・コース名：English Language and Culture（サマーコース）
- ・受入人数：5～10名程度を毎年受け入れてもらうことで合意済み
- ・実績：2017年8月 7名派遣

③ 「地域調査実習」

- ・毎年、20名程度の学生を分けて派遣する。フィールド調査を通して、既存の資料には無い情報の集め方、地域空間に対する総合的な見方を養う。日本の地方公共団体やその地の大学と連携することで、その地域の抱える課題をより具体的かつ正確に学ぶ。基礎となる国際総合科学部において、これまで下記機関・大学との連携実績があり、引き続き連携を予定している。
- ・実習先：群馬県片品村役場  
大分県庁  
鹿児島県庁



広島市役所  
東北大学  
北海道大学

④ 「海外都市課題実習」

- ・毎年 20 名程度の学生を派遣する。派遣先都市の大学と連携し、フィールド調査及び先方含む参加大学の学生間でグループワークを実施し、提案作成作業を行う中で総合的な都市課題解決の実践能力を養う。本学が参加するアカデミックコンソーシアムの参加校を主な連携先とする。基礎となる国際総合科学部において、これまで下記大学との連携実績があり、引き続き連携を予定している。
- ・実習先：タマサート大学（バンコク・タイ）  
マレーシア科学大学（ペナン・マレーシア）  
仁川国立大学（インチョン・韓国）  
ベトナム国家大学（ホーチミン・ベトナム）

⑤ 「地域課題実習」

- ・毎年 30 名程度の学生を都市や地域課題を持つ地域に分けて派遣する。フィールド調査と提案づくりや研究報告作成のグループワーク等を通して、地域空間に対する総合的な見方及び課題解決の実践能力を養う。地方公共団体やその地の大学と連携することで、その地域の抱える課題をより具体的かつ正確に学ぶ。基礎となる国際総合科学部において、これまで下記機関との連携実績があり、引き続き連携を予定している。
- ・実習先：三浦市（神奈川県）  
金沢シーサイドタウン（横浜市金沢区）  
横浜橋商店街（横浜市南区）  
南三陸町（宮城県）

⑥ 「インターンシップ実習」

- ・地域・まちづくりに関わる NPO や社会的企業を中心にインターンシップとして学生を派遣し、地域課題の実践的解決の実際を知り、基本的なスキルを獲得する。地元自治体である横浜市のほか、インターンシップ調整運営を行う NPO と連携し、適切な派遣先を獲得する。基礎となる国際総合科学部において、これまで下記機関との連携実績があり、引き続き連携を予定している。
- ・運営において連携してきた NPO：アクションポート横浜

(イ) 実習先との連携体制

① 「海外調査実習」

- ・国際連合本部、欧州本部、国際司法裁判所といった国際機関については、既に訪問実績があり、担当する専任教員が連携体制を既に構築している。
- ・訪問先の大学については、専任教員の知人がいたり、紹介を受けたりすることが可能な大学とこれまで連携体制を構築してきた。この体制は今後も維持・発展される見込みである。

- ・ JICA 事務所など、海外の日本の出先機関についても、JICA 連携教員の人脈を通じ既に連携体制が構築され、また、今後もその体制が維持される見込みである。

## ② 「海外文化実習」

- ・ 今年度、訪問をして次年度以降の以下の方針を確認した。
- ・ 事前に参加学生の研究テーマと週末の小旅行の希望先を事前に伝え、学生に即した内容のトピックを扱ってもらう。
- ・ 出発前から現地スタッフと学生が SNS 等を通じて交流を行い、心理的なバリアと現地での不測の事態への対処策を取っておく。

## ③ 「地域調査実習」

- ・ 地方公共団体については、これまでに訪問したところはもちろん、専任教員が責任を負うことで、連形体制を構築していない地域であっても、これまでの実績・経験から、新たに連携体制を構築することは可能である。
- ・ 訪問先の大学については、専任教員の知人がいたり、紹介を受けたりすることが可能な大学と連携体制を構築してきた。この体制は今後も維持・発展される見込みである。

## ④ 「海外都市課題実習」

- ・ 前項に挙げた大学については、既に訪問実績があり、担当する専任教員が連携体制を構築している。主に本学が主催する国際アカデミックコンソーシアム参加校であり、大学レベルでの連携が確立されている。
- ・ その上で訪問先の大学には、専任教員の知人がいたり、紹介を受けたりすることが可能な大学と連携体制を構築してきた。この体制は今後も維持・発展される見込みである。

## ⑤ 「地域課題実習」

- ・ 対象となる地域や組織は、原則として担当教員が既に関係し具体的なプロジェクトを持つものから選定する。
- ・ 他に、担当教員が責任を負うことで、連形体制を構築していない地域・地方公共団体・大学であっても、これまでの実績・経験から、新たに連携体制を構築する。

## ⑥ 「インターンシップ実習」

- ・ 地元自治体である横浜市のほか、インターンシップ調整運営を行う NPO と連携してきており、この体制は今後も維持される見込みである。

### (ウ) 成績評価体制及び単位認定方法

#### ① 「海外調査実習」

- ・ 実習に行く前の事前学習（おおよそ 90 分×5 回）及びその準備
- ・ 実習中の平常点（実際のインタビュー・交流にどれだけ貢献し、調査技術を身につけているか）
- ・ 最終成果物（論文・レポート）

以上を総合し、単位を認定する。

② 「海外文化実習」

- ・実習に行く前の事前学習（90分×15回）及びその準備
- ・アングリヤ・ラスキン大学での語学研修（2週間、24時間分）
- ・実習中の平常点（実際の調査・グループワークにどれだけ貢献し、調査研究技術を身につけているか）
- ・最終成果物（研究発表、報告書作成）

以上を総合し、単位を認定する。

③ 「地域調査実習」

- ・実習に行く前の事前学習（おおよそ90分×3回）及びその準備
- ・実習中の平常点（実際のインタビュー・交流にどれだけ貢献し、調査技術を身につけているか）
- ・最終成果物（論文・レポート）

以上を総合し、単位を認定する。

④ 「海外都市課題実習」

- ・実習に行く前の事前学習（おおよそ90分×5回）及びその準備
- ・実習中の平常点（実際の調査・グループワークにどれだけ貢献し、調査研究技術を身につけているか）
- ・最終成果物（提案物及び最終レポート）

以上を総合し、単位を認定する。

⑤ 「地域課題実習」

- ・実習に行く前の事前学習（おおよそ90分×3回）及びその準備
- ・実習中の平常点（実際の調査・グループワークにどれだけ貢献し、調査研究技術を身につけているか）
- ・最終成果物（提案物及び最終レポート）

以上を総合し、単位を認定する。

⑥ 「インターンシップ実習」

- ・実習に行く前の事前学習（おおよそ90分×3回）及びその準備
- ・実習中の平常点（派遣先のタスクにどれだけ貢献し、実践技術を身につけているか。派遣先責任者からの報告に基づく）
- ・最終成果物（報告レポート及び発表）

以上を総合し、単位を認定する。

## 11 管理運営

本学部の管理運営は、学部長のもと国際教養学部教授会、国際教養学部運営会議で行う。各種委員会においては、他学部と調整や情報共有を行う必要があるため、全学

の共通教養運営会議、教務委員会、FD・SD 推進委員会、入試運営部会等に参画する。加えて、国際教養学部教授会の要請に応じて、各種委員会を設け、審議事項の調査研究を委託することができることとする。

なお、事務組織体制としては、横浜市立大学学務・教務部教育推進課を中心に学務・教務部の各課が連携する形を整備する。

教授会は専任教員の教授、准教授、助教等から構成され、原則月 1 回開催する。審議事項は、入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関する事、学部運営会議から付議された、教育等に関する事とする。

学部運営会議は学部長、副学部長、共通教養運営委員、教務委員、FD・SD 推進委員、入試運営部会員、その他委員等から構成され、原則月 1 回開催する。審議事項は、学部に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整に関する事、学部に配付された予算に関する事、共通教養長または各種委員から発議された教員人事の国際総合科学群調整会議への要請に関する事、学部運営会議の議事又はその他の事項のうち、学部教授会に付議する議事及びその他学部の管理運営に関する事とする。

## 12 自己点検・評価

本学部では、全学での実施方針に準じて自己点検・評価を実施する。本学は、本学の教育研究の理念と目標を実現し、一層の充実を図ることを目的とした自己点検・評価を行うため、教育研究自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置している。委員会では、毎年度、全学的な自己点検の方向性を定め、それを実現するために必要な支援（ファカルティディベロップメント：FD）を各学部、研究科ごとに実施している。

全学的な自己点検・評価の実施にあたっては、年度初めに前年度の取組から課題を見出し、それを解決するための取組、及びスケジュール案を定め（Plan）、年度中に改善に向けた具体的な取組を行い（Do）、年度末に取組の成果を分析し（Check）、次年度に向けた取組の方向性を定め（Action）、PDCA サイクルの継続を図っている。自己点検・評価の取組内容及び成果の具体的内容は、各学部・研究科ごとに作成する自己点検シートに示されており、委員会で報告して改善に活かしている。この自己点検シートも、自己点検の方向性に合わせて年度により様式を変更している。

学生が身につけた学修成果については、各学部、研究科ごとに授業評価アンケート、カリキュラム評価アンケート等の実施を通じて自己点検・評価を行い、委員会で報告をすることにより、全学的に共有して FD 活動に活かしている。また、授業評価アンケート、カリキュラム評価アンケートの結果を大学のウェブサイトで公表して教員、学生に周知している。

さらに、外部評価機関である横浜市公立大学法人評価委員会（以下、「法人評価委員会」という。）により、毎年度、教育活動を含む法人年度計画における業務実績に対する評価を受けており、その評価結果は速やかに学内へフィードバックしている。また、指摘事項に対する法人の取組・改善状況を法人評価委員会に報告し、再度意見を聴取する機会も設けられており、指摘事項の解決・改善に向けて迅速に対応してい

る。

### 13 情報の公表

本学部では、全学での実施方針に準じて情報の公開を実施する。本学の目的を定めた学則や法人中期計画については、大学ウェブサイトや学内専用の教職員グループウェア「YCU-net」に掲載するとともに、「横浜市立大学総合履修ガイド」に掲載し、学生・教職員へ周知している。

また、大学の理念として、「YCU ミッション」を掲げ、「教育重視」、「学生中心」、「地域貢献」の3つを基本方針として教育研究に取り組んでいる。大学の理念は大学ウェブサイト及び大学総合案内へ掲載するなど学内外への周知を図っている。

全学及び各学部、研究科の入学者受入方針（アドミッションポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）及び人材育成目標・学位授与方針（ディプロマポリシー）は、大学ウェブサイトに掲載して広く周知している。また、入学者選抜要項、学生募集要項には、入学者受入方針（アドミッションポリシー）を、大学案内、大学総合案内には、人材育成目標・学位授与方針（ディプロマポリシー）等をそれぞれ掲載している。

入学者選抜要項、学生募集要項及び大学案内は、本学オープンキャンパス、学外進学相談会、高校教員や予備校を対象とした大学説明会で配布するとともに、受験生等からの請求などに応じて個別に送付するなど、公表・周知を図っている。

本学における教育研究活動の状況については、大学ウェブサイトや冊子に加え動画などを活用して公開している。

#### <ウェブサイト掲載アドレス>

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

及び

イ 教育研究上の基本組織に関すること

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/objective/>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/staff/index.html>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業又は終了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/student/index.html>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

及び

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/curriculum/index.html>

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/facilities/index.html>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/expenses/index.html>

ケ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/support/index.html>

コ その他

ア) 教員の養成（教職課程）

[https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/teacher\\_training/index.html](https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/teacher_training/index.html)

イ) 国際化

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/int/index.html>

ウ) 認証評価結果

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/univ/outline/evaluation.html>

エ) 設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/univ/outline/estab.html>

オ) 自己点検・評価書（年度計画における業務の実績報告書）及び法人評価委員会による法人評価結果

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/univ/corp/plan.html>

カ) 学則及び大学院学則

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/info/objective/university.html>

#### 14 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

本学部では、本学全学での実施方針に準じて FD 及び SD を実施する。組織として教育の質の向上や授業の改善のために実施する FD は、全学的に実施するものとして、全学部学生が受講する教養ゼミを担当する教員を対象とした「教養ゼミ FD 研修会」、英語で授業を行うための教授法の共有・技術向上を目的とした「英語による授業ワークショップ」を実施しており、これに本学部教員も参加する。このほか、各学部・研究科において FD 活動を実施しており、その一環として、毎年度、テーマを定めて FD 研修会を行い、授業の質の向上を目指して取り組んでいる。学部ごとについても他学部準じて本学部も FD 活動を実施する。

なお、教養ゼミ FD 研修会では、担当教員より、実際に講義で実施している方法を用いたワークショップや、具体的な事例についての発表が行われ、情報共有と意見交換がなされている。英語による授業ワークショップでは、実践している授業方法や英語で教授する講義の在り方、語学教育の重要性について参加者から意見が寄せられている。

本学部では、教育内容等の改善を図るための組織的な取組として、1年次のオムニバス形式の科目（「国際社会論」、「国際文化論」、「人間科学論」、「都市政策・まちづくり論」）を担当する専任教員がそれぞれグループを構成し、各グループにおいて学生が各教員の専門分野を理解した上で円滑なゼミ選択が行えるよう、また、教員が協働して特色のある授業を展開するためのミーティングを適宜設ける。また、卒業論文研究についても、合同または公開で審査会を実施したり、卒業論文集を作成するなど、学部全体における教育成果の確認と改善に向けた情報共有を図る。なお、本学部の FD の実施にあたっては、学部運営会議にて、FD 年間計画や目標等を検討し、それらに沿って FD を実施する体制をとる。

また、SD については、これまで事務職員対象に行ってきたものを、教員に対しても

実施しており、これは公立大学法人横浜市立大学の中期計画（第3期、平成29年度から平成34年度）にも項目を掲げている。本学部の教員も所属し、月1回開催している国際総合科学群合同系列教員会議（出席対象：学群所属教員全員）と併せた実施等、教員が参加しやすい日時やテーマ設定について、FDの所管である教育推進課とSDの所管である人事課において共同で検討し、SDを実施することにより、教職員協働で教育の質を向上する体制を強化していく。

## 15 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学においては、平成26年度に教職協働組織である「キャリア支援センター（以下、「本センター」という。）」を設置し、教育課程及び教育課程外の両方を通じて学生の社会的・職業的自立に関する指導や助言を行っている。センター長は教員から指名しており、事務局は学務・教務部学生・キャリア支援課を中心に、本学各キャンパスの事務室に兼任で事務担当係長を1名ずつ配置している。

キャリア支援に関する会議体として、国際総合科学群（人文社会科学及び自然科学）、医学群の両群から選出された委員及び関係する事務所管の部課長からなるキャリア形成支援委員会を設置しており、本学の学部学生、大学院生及びポストドクター等のキャリア形成に係る全学的な支援体制の構築に向けた検討を行っている。本委員会の議論内容は各キャンパス・各課で共有されるほか、上述の国際総合科学群合同系列教員会議において、委員長から議事録をもとに全教員向けに要旨を説明し、教員間への共有を図り、迅速な対応を図っている。

教育課程においては、共通教養科目の実践科目として、1年前期から「キャリア形成実習（キャリアデザイン）」、2年前期から「キャリア形成実習（インターンシップ）」という科目を設置しており、全学部学生が入学後1年次からキャリア形成に関する科目を履修することができるよう科目を配置しており、学生の主体的なキャリア形成を主眼にしたカリキュラム構成としている。なお、これらの科目には本センターが関わり、担当教員のみならず、本センターとして学生へ随時助言等を行っている。

同時に、学部におけるゼミ・演習科目において、学生の担任の役割も担うことから、ゼミ指導を通じて、各分野に応じたキャリア形成の指導を行っている。また、本学部では、社会的・職業的自立に関する指導を組織的に行うため、1年次のオムニバス形式の科目（「国際社会論」、「国際文化論」、「人間科学論」、「都市政策・まちづくり論」）を担当する専任教員がそれぞれグループを構成し、各グループにおいてミーティングや、場合によっては業界にフォーカスした学生向けの説明会を適宜設定する。

教育課程外においては、本センター主催で『キャリア・オリエンテーション』や『インターンシップ説明会』、『就職ガイダンス』、『業界研究入門』、『合同企業セミナー』など、学生のキャリア形成に関する情報提供、意識醸成等に寄与する場を、外部講師を招くなどして多数開催している。

また、『キャリアサポーター制度』を設置しており、学生へのキャリア支援のため、キャリアサポーターに登録した卒業生により、その経験を生かした在学生への就職活動支援を行っている。具体的には、年に1回、キャリアサポーターと就職活動を間近に控えた学生が一堂に会し交流を図る「キャリアサポーターと学生の集い」というイ

ベントを行っているほか、OB・OG 検索として学生が進路を検討している企業に在籍しているキャリアサポーターの連絡先を確認し、個別に相談できるようになっている。

さらに、在学生同士のキャリア支援として、『学生キャリアメンター制度』を設置しており、こちらは就職先が内定した学部4年生・修士2年生が、3年生・修士1年生に対し、自己の経験を基にマンツーマンで就職相談に乗り、後輩を支援する制度となっている。

もちろんのこと、就職・進路相談、キャリア面談は随時行っており、専任のキャリア・コンサルタントが、進路や就職活動に関する個別性の高い相談を行っている。本人の希望だけでなく、環境面などとあわせて、現実的なキャリアプランについて学生と共に検討し、また、プランを立てた後の行動の振り返りや、行動促進のための学修アドバイス、対処方法といったコーチングも行っている。

キャリア支援センターウェブサイト

<http://www.yokohama-cu.ac.jp/career/index.html>

上記の補足資料として、「公立大学法人横浜市立大学キャリア支援センター設置規程」（添付資料4）及び「公立大学法人横浜市立大学キャリア形成支援委員会規程」（添付資料5）、「キャリア形成実習（キャリアデザイン）」及び「キャリア形成実習（インターンシップ）」のシラバス（添付資料6）を添付する。



横浜市立大学 国際教養学部 設置の趣旨等を記載した書類  
＜補足添付資料＞

目 次

5 教員組織の編成の考え方及び特色 に関して

添付資料 1 「公立大学法人横浜市立大学職員就業規則」

添付資料 2 「公立大学法人横浜市立大学職員の定年等に関する規定」

6 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 に関して

添付資料 3 履修モデル

「国際文化」

「人間科学」

「国際社会」

「都市政策・まちづくり論」

14 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 に関して

添付資料 4 「公立大学法人横浜市立大学キャリア支援センター設置規程」

添付資料 5 「公立大学法人横浜市立大学キャリア形成支援委員会規程」

添付資料 6 「キャリア形成実習（キャリアデザイン）」及び「キャリア形成実習（インターンシップ）」シラバス

## 公立大学法人横浜市立大学職員就業規則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定により、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

第 2 条 この規則は、常勤の職員に適用する。

2 横浜市から、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項の規定及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 44 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、法人に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の就業に関する事項については、法人と横浜市で締結される横浜市職員の派遣に関する取決めにおいて規定されていることを除き、この規則を適用する。

3 非常勤の職員の就業に関する事項については別に定める。

#### (定義)

第 3 条 この規則において、「職員」とは、教育職員（以下「教員」という。）、一般職員及び派遣職員をいう。

2 前項に定める「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいい、「一般職員」とは、法人の業務に携わる事務職、技術職、医療技術職、看護職、技能職及び大学専門職にある者をいう。

#### (法令との関係)

第 4 条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の法令及び諸規程の定めるところによる。

#### (規則の遵守)

第 5 条 法人及び職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

### 第 2 章 人事

#### 第 1 節 採用

##### (採用)

第 6 条 理事長は、労働契約の期間（以下「任期」という。）を定め、あるいは定めなくて職員を採用することができる。

2 期間を定めた労働契約を締結する教員（以下「任期付教員」という。）及び期間を定めた労働契約を締結する一般職員（以下「任期付一般職員」という。）に関する事項については、この規則に定めるほか、公立大学法人横浜市立大学職員任期規程の定めるところによる。

##### (採用方法)

第 7 条 職員の採用は、面接、経歴評定、筆記試験その他の選考方法により行う。

2 法人に採用されることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 資格及び免許を必要とする業務に就く者は、当該資格に関する証明書又は免許の写し
- (4) 健康診断書その他理事長が必要と認める書類  
(採用時提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 住所、連絡先、通勤、扶養親族等に関する書類及び証明書類
- (3) その他理事長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号に掲げる提出書類の記載事項等に変更があったときは、その都度、すみやかにこれを届け出なければならない。

(試用期間)

第9条 職員として採用された日から6か月間は、試用期間とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 前項の場合において、大学専門職を除く一般職員については、理事長が必要と認めるときは、試用期間を1年に至るまで延長することができる。

3 理事長は、試用期間中の職員について、試用期間中あるいは満了時に、勤務成績が著しく不良であって、正規の職員とすることが不相当と認めるときは、解雇することができる。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

#### 第2節 労働契約

(労働契約の締結)

第10条 理事長は、職員を採用するに際しては、労働契約を締結する。

2 理事長は、前項に定めるほか、任期付教員又は任期付一般職員が第12条に規定する再任、第14条第1項に規定する昇任及び第15条に規定する降任となった場合は、当該職員との間で労働契約を締結する。ただし、この場合、第7条から第9条までの規定は適用しない。

3 理事長は、法人設立の際、公立大学法人横浜市立大学への職員の引継に関する条例(平成17年条例第39号)に基づき、横浜市から法人に引き継がれた教員(以下「承継教員」という。)との間で、その同意に基づいて、期間を定めた労働契約を締結する。

4 理事長は、前項によらない承継教員については、期間の定めのない労働契約を締結する。

5 理事長は、期間の定めのない労働契約を締結した教員について、法人設立後においても、当該教員の同意に基づいて期間を定めた労働契約を締結することができる。

(労働条件の明示)

第11条 理事長は、職員の採用に際しては、採用しようとする職員に対し、この規則を提

示するとともに、次の事項を記載した文書を交付する。その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 賃金に関する事項
- (5) 退職に関する事項

2 理事長は、任期付教員及び任期付一般職員に対し、第12条に規定する再任、第14条第1項に規定する昇任及び第15条に規定する降任となった場合に際しても、前項に定める労働条件を明示する。

### 第3節 再任

(再任)

第12条 理事長は、任期付教員及び任期付一般職員の労働契約期間満了の際、当該職員を同一の職位で再任することができる。

### 第4節 評価

(評価)

第13条 職員の勤務実績等について、評価を実施する。

### 第5節 昇任及び降任

(昇任)

第14条 職員の昇任は、理事長が行う。

2 前項の昇任は、当該職員の勤務実績等の評価に基づいて行う。

(降任)

第15条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任させることができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合、又は職務に堪えない場合
- (3) 本人より申出があった場合
- (4) 組織改廃により職制を廃止する必要がある場合
- (5) その他職務に必要な適格性を欠く場合

### 第6節 配置及び異動等

(職員の配置)

第16条 職員の配置は、法人の業務上の必要に基づき本人の適性等を勘案して行う。

(異動)

第17条 理事長は、職員に対し、業務上の必要に基づき、配置換、兼務及び派遣（出向を含む。）（以下「配置換等」という。）を命じることができる。

2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。

(赴任)

第18条 理事長は、職員に赴任を命じることができる。

2 赴任を命じられた職員及び新たに採用された職員は、直ちに赴任しなければならない。

ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、理事長の承認を得た場合は、この限りではない。

#### 第7節 休職及び復職

(休職の事由)

第19条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため、病気休暇を全て取得し、その後も1か月以上の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合
- (3) 学校、研究所その他これらに準ずる施設（外国のこれらの施設を含む）において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (4) 公共的機関（外国のこれらの施設を含む）の委嘱又は招きにより、その職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第20条 前条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事由による休職の期間は、いずれも3年を超えない範囲内において必要とする期間を理事長が定める。

2 前項の休職の期間が3年に満たないときは、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

4 前3項の場合において、任期付教員又は任期付一般職員の休職期間の満了日は、任期満了日を超えることはできない。ただし、理事長が認めた場合は、この限りでない。

5 前条第1項第1号に該当する場合であっても、復職できる見込がないと認められるときは、休職を命ずることなく第29条の手續に従い解雇する。

(復職)

第21条 理事長は、前条の休職期間を満了するまでに休職の事由が消滅したときは、すみやかに当該職員を復職させる。ただし、第19条第1項第1号の休職については、法人の指定する専門医の診断により休職事由の消滅が確認されたときに限る。

(休職中の身分及び賃金)

第22条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の賃金については、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）、公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程（以下「年俸制規程」という。）及び公立大学法人横浜市立大学の大学専門職に関する規程（以下「大学専門職規程」という。）の定めるところによる。

#### 第8節 退職

(退職)

第23条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て、理事長から承認された場合
- (2) 定年に達した場合
- (3) 任期付教員及び任期付一般職員について、その任期が満了した場合（再任、昇任又は降任した場合を除く。）
- (4) 休職期間満了後も、その休職事由がなお消滅しない場合
- (5) 死亡した場合
- (6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職の候補者となった場合（退職の手続）

第 24 条 職員は、自己の都合で退職しようとするときは、次に掲げる期日までに文書をもって理事長に申し出なければならない。

- (1) 教員 退職する日の 6 か月前
- (2) 前号に規定する以外の職員 退職する日の 1 か月前  
（定年退職）

第 25 条 職員の定年は、次に掲げるとおりとする。この場合、定年に達した日以降最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

- (1) 教員及び大学専門職 満 65 歳
- (2) 前号に規定する以外の職員 満 60 歳

ただし、本人が定年後も引き続き雇用されることを希望し、かつ解雇事由に該当しない場合であって、高年齢者雇用安定法一部改正法附則第 3 項に基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第 9 条第 2 項に基づく労使協定の基準（以下「基準」という。）のすべてを満たす者については、満 65 歳に達した日以降最初の 3 月 31 日まで非常勤職員として再雇用することとし、基準のいずれかを満たさない者については、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢まで再雇用する。

定年に達する日	年齢
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで	63 歳
平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで	64 歳

2 前項の規定する場合の他、定年に達した職員に関する勤務延長及び採用については、別途理事長が定める。

（早期退職制度）

第 26 条 職員は、前条に定める定年によって退職する日の属する年度より前の年度をもって、退職することができる。

（早期退職制度の要件）

第 27 条 満 55 歳以上の教員及び満 50 歳以上の一般職員は、第 28 条に定める申し出により早期退職することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 退職日における在職年数が横浜市職員と法人職員を通算して 13 年未満の者
- (2) 法人の役員となるために退職する者
- (3) 退職願を提出する日又は退職する日に休職となっている者
- (4) 第 50 条第 5 号に規定する諭旨解雇により退職する者

2 満 45 歳以上満 55 歳未満の教員及び満 40 歳以上満 50 歳未満の一般職員は、平成 18 年 3 月 31 日までに退職する場合に限り、第 28 条に定める申し出によりに早期退職することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 退職日における在職年数が横浜市職員と法人職員を通算して 15 年未満の者
- (2) 前項第 2 号から第 4 号のいずれかに該当する者

(申出の方法)

第 28 条 早期退職制度により退職を希望する職員は、前条に定める退職の日の 6 か月前までに理事長にその旨を申し出なければならない。ただし、1 年以上前に申し出ることはいできない。

### 第 9 節 解雇

(解雇)

第 29 条 理事長は、職員が成年被後見人又は被保佐人となった場合は、解雇する。

2 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 心身に故障があり、法人の指定する専門医の診断に基づき業務に耐えられないと認められた場合。ただし、第 19 条第 1 項第 1 号に規定する休職中の場合を除く。
- (2) 勤務成績が著しく良くない場合
- (3) 第 1 号及び第 2 号に該当する場合のほか、職務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の縮小、組織の改廃、その他やむを得ない業務上の都合により剰員が生じ、かつ他に適当な配置先がない場合
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(解雇制限)

第 30 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間にあっては解雇しない。

- (1) 職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休養する期間及びその後 30 日間ただし、療養開始後 3 年を経過した日において、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。以下「災害補償法」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「災害補償保険法」という。）に基づく傷病補償年金を受けている場合もしくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合は、この限りでない。
- (2) 公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に基づき産前産後の女性職員が休業する期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 31 条 理事長は、職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告し、又は平均賃金の 30 日分に相当する解雇予告手当を支給する。ただし、試用期間中の職員を採用の日から 14 日以内に解雇する場合は、この限りではない。

### 第 3 章 賃金

(賃金)

第 32 条 職員の賃金については、賃金規程、年俸制規程及び大学専門職規程の定めるところ

ろによる。

## 第4章 服 務

### (職務専念義務)

第33条 職員は、公立大学法人としての使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 職員は、この規則、関係規程又は関係法令に定める場合を除いては、その勤務時間中は職務に専念し、法人がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。

### (服務心得)

第34条 職員は、この規則、関係規程及び関係法令を遵守し、上司等の指揮命令に従って、その職務を遂行しなければならない。

2 その他職員がその職務を遂行するにあたっての服務心得は、公立大学法人横浜市立大学職員服務規程（以下「服務規程」という。）の定めるところによる。

### (禁止行為)

第35条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法人の信用又は職員全体の名誉を傷つけること
- (2) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと
- (3) 理事長の許可なく事業を営み、又は職務以外の業務に従事すること
- (4) その他法人の秩序及び規律を乱すこと

### (兼業)

第36条 理事長は、職員が事業を営み、又は職務以外の業務に従事する場合は、公立大学法人横浜市立大学職員兼業規程の定めるところにより、許可することができる。

### (職員の倫理)

第37条 職員は、その職務に係る倫理を遵守しなければならない。

### (ハラスメント及びその他の人権侵害の防止)

第38条 職員は、ハラスメント及びその他の人権侵害を、如何なる形でも行ってはならず、これの防止及び排除に努めなければならない。

## 第5章 勤務時間及び休暇等

### (勤務時間、休憩時間、休息時間及び勤務を要しない日)

第39条 職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分、1日当たり7時間45分とする。

2 職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時15分

休憩時間 午後0時から午後1時まで

業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

3 前項の規定にかかわらず、教員については、労基法第38条の3に規定する手続を経た場合は、専門業務型裁量労働制を適用する。



- 4 前項の規定にかかわらず、法人の附属病院及び附属市民総合医療センターにおいて、医師として職務を行う教員については、当該教員から申出があれば、労基法第 32 条の 2 に規定する手続を経て 1 か月単位の変形労働時間制を適用することができる。
- 5 法人の運営上の都合により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前 3 項の規定にかかわらず勤務時間規程に定めるところによる。
- 6 日曜日及び土曜日は原則として勤務を要しない日とする。  
(休日)

第 40 条 休日は次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に定める休日を除く。）  
(年次有給休暇)

第 41 条 年次有給休暇は 4 月 1 日に在職する職員に 1 年につき 20 日を付与する。

- 2 前項に規定する 1 年とは 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日（以下「休暇年度」という。）とする。  
(特別休暇)

第 42 条 特別休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、各に掲げる期間とする。

- (1) 病気休暇 90 日の範囲内で、必要と認められる期間
- (2) 結婚休暇 6 日の範囲内の期間
- (3) 出産休暇 女性職員の出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）  
前日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内において必要とされる期間
- (4) 生理日休暇 労基法第 68 条に定めるところにより、必要とされる期間
- (5) 祭日休暇 1 日の範囲内の期間
- (6) 服忌休暇 親族の別により、勤務時間規定に掲げる日数(葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
- (7) 骨髄提供休暇 必要と認められる期間
- (8) 社会貢献活動休暇 当該休暇年度において 5 日の範囲内で、必要と認められる期間
- (9) 夏季休暇 当該休暇年度において 6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内における 5 日の範囲内
- (10) 子の看護休暇 当該休暇年度において 5 日（当該子が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間
- (11) 介護休暇 当該休暇年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間
- (12) 公民権行使休暇 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合、必要と認められる期間
- (13) 公の職務執行休暇 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合、必要と認められる期間
- (14) 育児時間 職員（男性職員にあっては、勤務時間規程で定める職員を除く。）が生後 1 年 6 月に達しない子を育てる場合、勤務時間規程に定める期間
- (15) 配偶者の出産のための休暇 男性職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる

場合、勤務時間規程に定める期間

- (16) 男性職員の育児参加休暇 男性職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（子に準ずる者として勤務時間規程で定める者を含む。）を養育する男性職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき、勤務時間規程に定める期間

（勤務時間、休憩時間、休日及び休暇等）

第 43 条 前 4 条に定めるほか、職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇等については、勤務時間規程の定めるところによる。

（育児及び介護休業等）

第 44 条 職員は、理事長に申し出ることにより、3 歳に満たない子を養育するために必要がある場合は、育児休業を取得し又は子が小学校就学の始期に達するまでの間、勤務時間の短縮等の措置（以下「部分休業」という。）を受けることができる。また、9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の看護、世話をを行うため認められる場合、子の看護休暇を取得することができる。

- 2 傷病のため介護を要する家族がいる職員は、理事長に申し出て介護休業を取得し、又は部分休業を受けることができる。また、日常生活を営むのに支障がある者の世話をを行うため、認められる場合、介護休暇を取得することができる。
- 3 育児・介護休業、子の看護休暇及び介護休業並びに部分休業等については、公立大学法人横浜市立大学職員の育児・介護休業等に関する規程の定めるところによる。

## 第 6 章 出張

（出張）

第 45 条 理事長は、職務上必要がある場合、職員に出張を命ずることができる。

- 2 出張を命ぜられた職員が出張を終えたときは、すみやかにその旨を上司に報告しなくてはならない。
- 3 職員は、出張中、業務の都合又は病気その他やむを得ない事由により予定を変更しなければならないときは、すみやかに、上司に連絡をとり、承認を得なければならない。
- 4 職員は、上司に随行した場合を除き、出張終了後、復命書を作成し、上司に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。

（旅費）

第 46 条 前条の出張に要する旅費については、公立大学法人横浜市立大学旅費規程の定めるところによる。

## 第 7 章 研修

（研修）

第 47 条 理事長は、法人の業務に関する必要な知識の育成及び技能を向上させるため、職員に研修を命ずることができる。

- 2 職員は、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。
- 3 職員は、その職責を遂行するために、業務に支障のない限り、理事長の承認を得て、

勤務場所を離れて研修を行うことができる。

- 4 職員は、理事長の定めるところにより、長期にわたる研修を受けることができる。
- 5 その他職員の研修に関し必要な事項は、服務規程の定めるところによる。

## 第8章 表彰

(表彰)

第48条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、公立大学法人横浜市立大学職員表彰規程の定めるところにより表彰する。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の職員の模範となる場合
- (2) 職務上特に顕著な功績があった場合
- (3) 法人の名誉を高める行為を行った場合
- (4) その他特に他の職員の模範として推奨すべき功績があった場合

## 第9章 懲戒等

(懲戒の事由)

第49条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なく無断でしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (2) 正当な理由なくしばしば業務上の指示・命令に従わなかった場合
- (3) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
- (4) 刑法その他刑罰法規に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかになった場合
- (5) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) 私生活上の非違行為、法人に対する誹謗中傷等によって、法人の名誉を傷つけ、又は業務に影響を及ぼすような行為があった場合
- (9) その他この規則及び法人の諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる違反があった場合

(懲戒の種類)

第50条 懲戒は、戒告、減給、停職、降職・降格、諭旨解雇及び懲戒解雇の区分によって行う。

- (1) 戒告は、始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給は、始末書を提出させ、1回の額が平均賃金の1日分の半額以内で総額が1か月の支給総額の10分の1を超えない範囲で給与を減ずる。
- (3) 停職は、始末書を提出させ、1日以上6か月以内を限度として勤務を停止する。その期間の給与は支給しない。
- (4) 降職・降格は、始末書を提出させ、職務上の地位を免じ(降職)、又は資格上の地位を下げる(降格)。この場合職務又は職位の変更に伴って賃金を下げる。
- (5) 諭旨解雇は、退職願を提出させて解雇する。
- (6) 懲戒解雇は、予告期間を置かず、また解雇予告手当を支払わないで即時解雇する。ただし、所轄労働基準監督署長の認定を受けないときは、解雇予告手当を支払って即時に解雇する。

(訓戒等)

第 51 条 前条に規定する場合の他、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓戒（以下「訓戒等」という。）を行う。

(不服申立て)

第 52 条 第 49 条の規定により懲戒処分を受けた者が、その懲戒処分に不服がある場合は、処分を受けた日から 7 日以内に理事長へ再審議を請求することができる。

(損害賠償)

第 53 条 職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、これによって第 50 条の懲戒処分を免れるものではない。

## 第 10 章 安全及び衛生

(安全衛生管理)

第 54 条 法人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と安全衛生の確保のために必要な措置を講じるものとする。

2 職員は、安全衛生の確保について、関係法令ほか、上司の指示を守るとともに、法人が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

3 職員の安全衛生の確保については、公立大学法人横浜市立大学職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

## 第 11 章 災害補償

(業務上の災害)

第 55 条 職員が、業務上の事由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害補償法及び災害補償保険法の定めるところにより、災害補償を行う。

(通勤上の災害)

第 56 条 職員が、通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害補償法及び災害補償保険法の定めるところにより、災害補償を行う。

## 第 12 章 退職手当

(退職手当)

第 57 条 職員が、第 23 条に規定する退職、第 29 条に規定する解雇又は第 50 条第 5 号に規定する諭旨解雇となった場合は、退職手当を支給する。

2 職員の退職手当については、公立大学法人横浜市立大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）の定めるところによる。

(退職手当の特例)

第 58 条 第 27 条第 1 項に規定する早期退職制度により退職した職員に対する退職手当の支給額は、退職手当規程に定める整理等退職の場合に基づく算定額とする。

2 第 27 条第 2 項に規定する早期退職制度により退職した職員に対する退職手当の支給額は、退職手当規程に定める普通退職の場合に基づく算定額とする。

## 第 13 章 発明等

### (職務発明)

第 59 条 職員等の発明等に係る知的財産権の取扱いについては、公立大学法人横浜市立大学職務発明規程に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条第 1 項第 12 号（裁判員に係る部分に限る。）は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 公立大学法人横浜市立大学職員の定年等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)

第25条において規定した職員の定年退職に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員及び大学専門職 満65歳
- (2) 前号に規定する以外の職員 満60歳

(定年による退職の特例)

第4条 理事長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により法人の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により法人の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (4) その他理事長が特に認めたとき。

2 理事長は、前項の期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、前項の規定により教員及び大学専門職について期限の延長をする場合は、教員は教員人事委員会、大学専門職は専門職人事委員会の承認を得なければならない。

4 理事長は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

5 理事長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(定年退職者の採用)

第5条 理事長は、法人の定年退職者を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

2 理事長は、前項の任期またはこの項の規定により更新された任期が満了する場合において、引き続き雇用すべき理由が存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を更新することができる。

3 前2項の規定に基づく任期が満了した者であつて、就業規則第25条第1項第2号ただし書に該当するものは、就業規則の当該規定に基づき再雇用する。

4 理事長は、第1項及び第2項の規定により教員及び大学専門職の採用または任期の更新をする場合は、教員は教員人事委員会、大学専門職は専門職人事委員会の承認を得なければならない。

(定年年齢超過者の採用)

第6条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、定年年齢を超えた職員を、1年を超えない範囲内で任期を定め、新たに採用することができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、採用予定職員以外では法人の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、採用予定職員以外の人材を充てることができないとき。

(3) その他理事長が特に認めたとき。

2 理事長は、前項の任期またはこの項の規定により更新された任期が満了する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を更新することができる。

3 理事長は、前2項の規定により教員及び大学専門職の採用または任期の更新をする場合は、教員は教員人事委員会、大学専門職は専門職人事委員会の承認を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行する。

# 履修モデル（１）国際文化

進路例）サービス業（旅行会社など）【ツアーコンダクター、通訳など】

単位	科目	配当年次	科目群	単位	科目	配当年次	科目群
4	教養ゼミ	1前	全学開放	2	アジア諸言語Ⅰ(タイ語)	3前	専門
3	Practical English	1前	全学開放	2	韓国朝鮮研究	3前	専門
1	情報コミュニケーション入門	1前	全学開放	2	日本近代文化論	3前	専門
2	国際文化論	1前	全学開放	2	日本近代文学	3前	専門
2	人間科学論	1前	全学開放	2	日本近現代史A	3前	専門
2	総合講義(横浜学事始)	1前	全学開放	2	東アジア史A	3前	専門
2	倫理学入門	1前	全学開放	2	中国古典文化	3前	専門
2	文学研究入門	1前	全学開放	2	演習Ⅲ	3後	専門
2	社会学入門	1前	全学開放	2	専門外国語B(中国語)	3後	専門
2	日本史概説	1前	全学開放	2	アジア諸言語Ⅱ(タイ語)	3後	専門
2	基礎ゼミ	1後	全学開放	2	日本メディア史	3後	専門
3	中国語教養基礎Ⅰ	1後	全学開放	2	日本近現代史B	3後	専門
2	国際社会論	1後	全学開放	2	東洋文化	3後	専門
2	都市政策・まちづくり論	1後	全学開放	2	東アジア史B	3後	専門
2	総合講義(鎌倉・金沢を知る)	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅰ	4前	専門
2	総合講義(多文化社会を考える)	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅱ	4後	専門
2	アジア研究入門	1後	全学開放	2	卒論論文	4後	専門
2	歴史学入門	1後	全学開放	124			
2	世界史概説	1後	全学開放				
2	文化研究入門	1後	全学開放				
3	中国語教養基礎Ⅱ	2前	全学開放				
1	プレゼミA	2前	専門				
2	エスニシティ論	2前	専門				
2	中国文化論A	2前	専門				
2	中国文化論B	2前	専門				
2	東南アジア史	2前	専門				
2	アジア地域論	2前	専門				
2	東南アジア研究	2前	専門				
2	東アジア社会経済論	2前	専門				
2	日本文化史A	2前	専門				
2	日本文化史B	2前	専門				
3	中国語教養実践	2後	全学開放				
2	演習Ⅰ	2後	専門				
2	中国研究	2後	専門				
2	日本古典文化論	2後	専門				
2	日本語文学	2後	専門				
2	南アジア研究	2後	専門				
2	表象文化論	2後	専門				
2	歴史学	2後	専門				
2	現代美術論	2後	専門				
2	都市文化論	2後	専門				
2	演習Ⅱ	3前	専門				
2	専門外国語A(中国語)	3前	専門				

注)黄色科目は必修科目



# 履修モデル（2）人間科学

進路例）公務員（市役所、裁判所など）【市役所職員、心理職など】

単位	科目	配当年次	科目群	単位	科目	配当年次	科目群
4	教養ゼミ	1前	全学開放	2	宗教論	3前	専門
3	Practical English	1前	全学開放	2	臨床心理学B	3前	専門
1	情報コミュニケーション入門	1前	全学開放	2	認知心理学	3前	専門
2	国際文化論	1前	全学開放	2	社会心理学	3前	専門
2	人間科学論	1前	全学開放	2	運動生理学	3前	専門
2	総合講義（現代社会とジェンダー）	1前	全学開放	2	家族社会学	3前	専門
2	社会学入門	1前	全学開放	2	インクルージョン論	3前	専門
2	心理学入門	1前	全学開放	2	演習Ⅲ	3後	専門
2	倫理学入門	1前	全学開放	2	専門外国語B(ドイツ語)	3後	専門
2	健康スポーツ科学入門	1前	全学開放	2	臨床心理学C	3後	専門
2	基礎ゼミ	1後	全学開放	2	体育学研究法	3後	専門
3	ドイツ語教養基礎Ⅰ	1後	全学開放	2	スポーツ文化論	3後	専門
2	国際社会論	1後	全学開放	2	世界の福祉	3後	専門
2	都市政策・まちづくり論	1後	全学開放	2	高齢社会論	3後	専門
2	総合講義（鎌倉・金沢を知る）	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅰ	4前	専門
2	総合講義（多文化社会を考える）	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅱ	4後	専門
2	哲学入門	1後	全学開放	2	卒論論文	4後	専門
2	文化研究入門	1後	全学開放	124			
2	社会調査法入門	1後	全学開放				
2	世界史概説	1後	全学開放				
3	ドイツ語教養基礎Ⅱ	2前	全学開放				
1	プレゼミア	2前	専門				
2	哲学的人間論A	2前	専門				
2	現代倫理学	2前	専門				
2	臨床心理学A	2前	専門				
2	発達心理学	2前	専門				
2	現代社会論	2前	専門				
2	社会学	2前	専門				
2	言語学	2前	専門				
2	都市と暮らし	2前	専門				
2	比較社会システム論	2前	専門				
3	ドイツ語教養実践	2後	全学開放				
2	演習Ⅰ	2後	専門				
2	教育相談	2後	専門				
2	現代思想	2後	専門				
2	文化人類学	2後	専門				
2	心理学研究法	2後	専門				
2	身体運動科学	2後	専門				
2	現代教育論	2後	専門				
2	社会福祉論	2後	専門				
2	コミュニケーション論	2後	専門				
2	演習Ⅱ	3前	専門				
2	専門外国語A(ドイツ語)	3前	専門				

注)黄色科目は必修科目

# 履修モデル（3）国際社会

## 進路例）商社など【営業、広報など】

単位	科目	配当年次	科目群	単位	科目	配当年次	科目群
4	教養ゼミ	1前	全学開放	2	文化社会学A	3前	専門
3	Practical English	1前	全学開放	2	国際経済社会開発論	3前	専門
1	情報コミュニケーション入門	1前	全学開放	2	国際機構論	3前	専門
2	国際文化論	1前	全学開放	2	ジェンダー論	3前	専門
2	人間科学論	1前	全学開放	2	農村振興論	3前	専門
2	総合講義(現代社会とジェンダー)	1前	全学開放	2	日本外交論	3前	専門
2	総合講義(国際関係論)	1前	全学開放	2	地域開発論	3前	専門
2	社会学入門	1前	全学開放	2	演習Ⅲ	3後	専門
2	法学入門	1前	全学開放	4	海外調査実習	3後	専門
2	政治学入門	1前	全学開放	2	ラテンアメリカ研究	3後	専門
2	基礎ゼミ	1後	全学開放	2	ヨーロッパ統合論	3後	専門
3	フランス語教養基礎Ⅰ	1後	全学開放	2	Japan and International Cooperation	3後	専門
2	国際社会論	1後	全学開放	2	アフリカ社会論	3後	専門
2	都市政策・まちづくり論	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅰ	4前	専門
2	総合講義(国際協力事業)	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅱ	4後	専門
2	アジア研究入門	1後	全学開放	2	卒論論文	4後	専門
2	国際社会学入門	1後	全学開放	124			
2	欧米研究入門	1後	全学開放				
2	地理学入門	1後	全学開放				
2	多文化交流ゼミ	1後	全学開放				
3	フランス語教養基礎Ⅱ	2前	全学開放				
1	プレゼミア	2前	専門				
2	現代社会論	2前	専門				
2	社会学	2前	専門				
2	国際協力論	2前	専門				
2	グローバル政治論	2前	専門				
2	国際法Ⅰ	2前	専門				
2	エスニシティ論	2前	専門				
2	アジア地域論	2前	専門				
2	東南アジア研究	2前	専門				
2	国際移住論A	2前	専門				
3	フランス語教養実践	2後	全学開放				
2	演習Ⅰ	2後	専門				
2	多文化社会論	2後	専門				
2	ヨーロッパ社会論	2後	専門				
2	社会開発論	2後	専門				
2	グローバル公共政策論	2後	専門				
2	国際法Ⅱ	2後	専門				
2	イギリス文学A	2後	専門				
2	平和構築論	2後	専門				
2	南アジア研究	2後	専門				
2	演習Ⅱ	3前	専門				
2	専門外国語A(フランス語)	3前	専門				

注)黄色科目は必修科目

# 履修モデル（４）都市政策とまちづくり

進路例）公務員【市役所など】、まちづくり【不動産開発・管理など】

単位	科目	配当年次	科目群	単位	科目	配当年次	科目群
4	教養ゼミ	1前	全学開放	2	文化政策論	3前	専門
3	Practical English	1前	全学開放	2	地域保健医療福祉論	3前	専門
1	情報コミュニケーション入門	1前	全学開放	2	労働経済学	3前	専門
2	国際文化論	1前	全学開放	2	地球環境政策論	3前	専門
2	人間科学論	1前	全学開放	6	都市課題実習Ⅱ	3前	専門
2	総合講義(まちづくり学入門)	1前	全学開放	2	海外都市課題実習	3前	専門
2	総合講義(国際関係論)	1前	全学開放	2	演習Ⅲ	3後	専門
2	社会学入門	1前	全学開放	2	環境経済学	3後	専門
2	政治学入門	1前	全学開放	2	都市経済学	3後	専門
2	基礎ゼミ	1後	全学開放	2	高齢社会論	3後	専門
2	国際社会論	1後	全学開放	2	CSR実践論	3後	専門
2	都市政策・まちづくり論	1後	全学開放	2	日本の都市計画と都市開発	3後	専門
2	総合講義(国際協力事業)	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅰ	4前	専門
2	総合講義(環境論入門)	1後	全学開放	2	卒論演習Ⅱ	4後	専門
2	文化研究入門	1後	全学開放	2	卒論論文	4後	専門
2	社会調査法入門	1後	全学開放	124			
2	地理学入門	1後	全学開放				
1	プレゼミA	2前	専門				
1	プレゼミB	2前	専門				
2	都市計画論	2前	専門				
2	都市解析	2前	専門				
2	都市と暮らし	2前	専門				
2	行政法Ⅰ	2前	専門				
2	地方自治論	2前	専門				
2	都市空間形成論	2前	専門				
2	地域CSR論	2前	専門				
2	都市デザイン論	2前	専門				
2	行政法Ⅱ	2前	専門				
2	参加・協働論	2前	専門				
2	演習Ⅰ	2後	専門				
2	総合講義(横浜から世界へ)	2後	全学開放				
2	都市財政論	2後	専門				
2	資源循環論	2後	専門				
2	都市防災計画論	2後	専門				
2	不動産マネジメント論	2後	専門				
2	非営利組織論	2後	専門				
2	観光政策論	2後	専門				
2	横浜の都市づくり	2後	専門				
6	都市課題実習Ⅰ	2後	専門				
2	演習Ⅱ	3前	専門				
2	都市経済学	3前	専門				
2	労働生活政策論	3前	専門				
2	環境まちづくり論	3前	専門				

注)黄色科目は必修科目

## 公立大学法人横浜市立大学キャリア支援センター設置規程

(目的及び設置)

第1条 学生のキャリア形成支援に関する必要な支援を行うため、横浜市立大学キャリア支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、センターの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本学に学ぶ者の進路支援全般に関すること。
- (2) 本学の人材育成力及び人材について社会へのアピール活動に関すること。
- (3) 卒業者等による学生に対するキャリア形成支援に関すること。
- (4) 学生のキャリア形成及び支援に係る情報収集・普及・啓発に関すること。

(組織)

第4条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターの運営を統括する。

(庶務)

第5条 センターの庶務は、学生・キャリア支援課において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長がキャリア形成支援委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 公立大学法人横浜市立大学キャリア形成支援委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人横浜市立大学学生のキャリア形成支援に関する必要な事項を審議するため、キャリア形成支援委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学部学生及び大学院生のキャリア教育に関すること。
- (2) 学部学生及び大学院生のキャリア形成及び進路支援に関する全学の取り組みの推進に関すること。
- (3) キャリア教育に係る全学の教員、職員及び医療従事者（医療技術職及び看護職をいう）に対するキャリア支援力向上を目的とした研修に関すること。
- (4) キャリア支援センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した者 1名
- (2) 国際総合科学群の教員 6名
- (3) 医学群の教員 2名
- (4) 学務・教務部長
- (5) 教育推進課長
- (6) 医学教育推進課長
- (7) 学生・キャリア支援課長
- (8) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第1号、第2号、第3号及び第8号に定める委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条1号で指名された者が務める。

3 委員長は、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の進行は、委員長が行う。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認める場合は、関係者を会議に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、委員会に専門的事項を検討し、又は実施するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 委員長は、必要があると認める場合は、ワーキンググループに委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生・キャリア支援課、教育推進課及び医学教育推進課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

授業科目名： キャリア形成実習（キャリアデザイン）	担当教員名： 大西 純 河瀬 恵子
------------------------------	-------------------------

#### 授業の到達目標

- ・社会で必要とされる力を理解し、学生生活の行動目標に落とし込むことができる
- ・自らの行動特性・強みを客観的に理解し、具体的な行動目標落とし込むことができる
- ・ワークショップやプレゼンテーション技法の習得を通じ、主体性、リーダーシップ、創造性の意義を理解することができる
- ・自らの将来についてグローバル視点で考察することができる
- ・様々な社会人の仕事観に触れることで、自らの幸せなキャリア（生き方）とは何かを主体的に考察することができる

#### 授業の概要

この講義では大学4年間をどのように有効に過ごし将来の自らのキャリア形成につなげていくかを中心課題としていきます。まず横浜市立大学には留学、インターンシップ等の授業以外にどのような学びの機会があるか紹介をし、あわせて自らの能力を高めるため、効果的なプレゼンテーション、グループワーク、ディスカッション等の手法を学びます。その後卒業後のキャリアを今一度考える機会を設けることにより自らの能力を内省して本当に自分は何をしたいかを徐々に明確にするようにしていきます。この講義の受講後、学生には自らの進路に具体的な方向性を見出すことを期待しています。

#### 授業計画

- 1) オリエンテーション、キャリア概念の説明
- 2) ディスカッションの進め方ー他人と協働する際に必要なコミュニケーションを学ぶ
- 3) 大学生活の過ごし方①ーキャリア理論を基盤に大学生活の過ごし方について考える
- 4) 大学生活の過ごし方②ーキャリア理論を基盤に大学生活の過ごし方について考える
- 5) グローバル体験で見えてくる世界①ー海外インターン/留学/ボランティアについて知る
- 6) グローバル体験で見えてくる世界②ー海外インターン/留学/ボランティアについて知る
- 7) グローバル体験で見えてくる世界③ー海外生活経験者の話を聴く
- 8) 世の中の仕事を知る
- 9) 社会人講演ー多様な生き方に触れる①
- 10) 社会人講演ー多様な生き方に触れる②
- 11) 社会人講演ー多様な生き方に触れる③
- 12) プレゼンテーション技法演習
- 13) グループワーク実践①ー社会で活躍するために必要な力をグループでまとめる
- 14) グループワーク実践②ー社会で活躍するために必要な力をグループでまとめる

15) 期末試験及び解説

※ゲスト講師の招聘状況等により内容は一部変更となる可能性があります

学生に対する評価

- ・出席：30点（グループワーク中の発言回数等受講態度も加味します）
- ・提出物：30点（プレゼンテーションシート等。詳細は講義内で指示します）
- ・期末試験：40点



授業科目名： キャリア形成実習（インターンシップ）	担当教員名： 岡田 公夫
授業の到達目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業などでの実習を通して仕事や社会を体験し、将来のキャリアについての視点が持てるようになっている。</li> <li>・ 仕事のイメージを具体的に持てるようになっている。</li> <li>・ 社会人としての基礎的ルールが身についている。</li> <li>・ 社会で必要とされている力を認識し、学生生活の行動目標に落とし込むことができる。</li> </ul>	
授業の概要 <p>企業などでの実習を通して仕事や社会を体験し、自らの将来のキャリアについて考える契機とする。</p> <p>オリエンテーションにて、インターンシップの参加方法、手続きや注意点を認識する。インターンシップの受入企業を探し応募、受入先が決定したら「インターンシップの手引き」に基づき手続きを進める。誓約書や実習先研究シート等必要書類の提出、保険加入等の必要な手続きを必ず行う。</p> <p>また、下記の事前研修を必ず受講する：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ビジネスマナー研修</li> <li>2 個人情報保護研修</li> <li>3 海外安全教育研修（海外インターンシップ参加者対象）</li> </ol> <p>インターンシップ実習終了後、9月末までにインターンシップ報告書を提出する。 インターンシップ報告会に必ず参加する。</p>	
授業計画 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ビジネスマナー研修</li> <li>2 個人情報保護研修</li> <li>3 海外安全教育研修（海外インターンシップ参加者対象）</li> </ol> <p>インターンシップ実習終了後、9月末までにインターンシップ報告書を提出する。 インターンシップ報告会に必ず参加する。</p>	
学生に対する評価 <p>事前研修参加、報告書、報告会参加、書類提出状況等を総合的に勘案して決定する。</p>	